

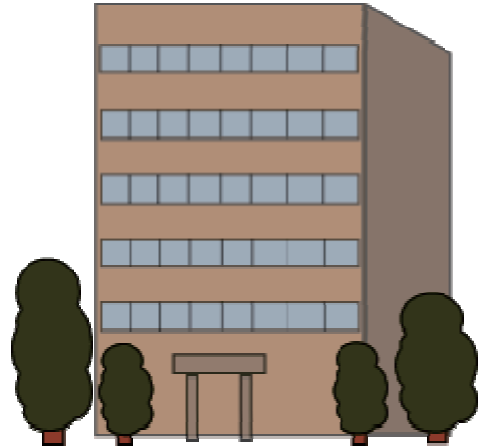
第四章 浦安市との関わり

自治会と市は、まちづくりのパートナーとしてお互いに協力関係にあります。

自治会活動の中には、市や様々な団体の支援を受けながら行ったり、逆に事業に協力したりするものがあります。

市には様々な部署があり、各団体の事業においても、手続き方法や窓口はそれぞれ異なっています。

これから自治会を設立する方や、新たに自治会役員となる方のために、「どのような手続きをするのか」「どこに聞くのか」、以下には自治会活動と密接に関わる事業と、連絡先を掲載しますので、参考としてください。



1. 活動への補助・支援

≪補助金≫

自治会運営費補助金

市では自治会のコミュニティ活動を対象に補助しています。

各自治会での総会が終わり次第、別添の申請様式及び関係書類を地域振興課まで提出してください。

なお、各書類の記入方法等は自治会連合会定例会でご案内します。

また、補助金交付申請書提出の際に、「総会資料」、「自治会会則（規約など）」、会員名簿を、自治会集会所（公設のもの）のある自治会につきましては、「自治会集会所管理規定（規約など）」の提出もお願いいたします。

※申請様式に添付する関係書類は、総会で使用した資料を代用してご提出いただいても結構です。

※申請する会員世帯数は、総会開催日現在で把握している情報を本年度分の世帯数として使用してください。

※慶弔費・募金・負担金などは補助金対象外となります。対象・対象外経費については地域振興課へお問い合わせください。

⇒⇒様式集「自治会運営費補助金」

《自治会運営費補助金に関するお問い合わせ先》

浦安市 地域振興課

☎ : 047-712-6246

FAX : 047-351-8600

E メール : chiikinet@city.urayasu.lg.jp

自主防災組織事業費補助金

自主防災訓練、研修会等の活動を行う自主防災組織に対し、その事業に要した経費のうち、3万円を限度として交付する補助金です。

補助金は、防災訓練等の事業を実施する前に申請を行ってください。

事業完了後に、実績報告を提出してください。

金額の確定後、請求書をいただき、補助金の交付となります。

⇒⇒様式集「自主防災組織事業費補助金」

自主防災組織防災器材等購入補助金



防災活動を行ううえで必要な防災器材等の購入に対し、その購入価格の3分の2（20万円を上限）を交付する補助金です。

補助金は、防災器材等の購入前までに申請を行ってください。

防災器材等の購入後、実績報告を提出してください。

金額の確定後、請求書を提出いただき、補助金の交付となります。

⇒⇒様式集「自主防災組織防災器材等購入補助金」

《自主防災組織事業費補助金、自主防災組織防災器材等購入補助金に関するお問い合わせ先》

浦安市 危機管理課 ☎ : 047-712-6899

FAX : 047-355-6239

E メール : kikikanri@city.urayasu.lg.jp

資源回収事業奨励補助金

ごみの減量化とリサイクルの取り組みとして、自治会が自主的に資源物を回収する活動に対して、補助金を交付しています。

補助の対象となるものは、資源回収業者に売り渡した資源物(市内の一般家庭の日常生活に伴って生ずる廃棄物のうち紙類及び繊維類)に限ります。

申請書類を全て記入し、ごみゼロ課へ提出してください。役員の変更などを理由に、担当者に変更があった場合にも、変更届をごみゼロ課に提出してください。

⇒⇒様式集「資源回収事業奨励補助金」

《資源回収事業奨励補助金に関するお問い合わせ先》

浦安市 ごみゼロ課 ☎ : 047-712-6485
FAX : 047-381-7221
E メール : zerogomi@city.urayasu.lg.jp

《活動への支援》

防犯パトロール用品の貸与

防犯パトロール用腕章・帽子・青色誘導棒といった各種防犯活動用品の貸与を行っています。

移動防犯事業

市の安全指導員が各種講習会を実施するほか、地域で行われる防犯活動の支援をしています。

防犯パトロール車両の貸し出し

防犯パトロール車両の使用を希望する団体へ貸し出しを行っています。

防犯情報メールの配信

不審者情報、ひったくり情報、振り込め詐欺情報などの、重要な情報をメールで配信しています。

サービスを受けるには、あらかじめお使いの携帯電話やパソコンなどから、<http://isdmail.city.urayasu.chiba.jp>へ接続し、「重要なお知らせメールサービス」の登録を行って下さい。

《防犯グッズ、移動防犯事業、防犯パトロール車両に関するお問い合わせ先》

浦安市 市民安全課 ☎ : 047-712-6257
FAX : 047-351-8600
E メール : shiminanzen@city.urayasu.lg.jp

共同清掃への資器材の貸与・ゴミの回収

清潔な街づくりを目標に昭和 30 年代から各自治会が主体となり毎年、夏季期間を中心に住民の自主的参加によって、側溝清掃や害虫駆除のための薬剤散布、草刈を行ってきたものです。

現在では「自分たちの地域は自分たちの手で」をスローガンに、年間を通じ、市と各自治会が一体となって共同清掃を実施することにより、清潔で快適な街づくりを推進するとともに、住民相互のコミュニケーションを図る場としても欠かせない事業となっています。

例年 4 月に、市より案内があります。計画書にて実施日や備品数を申請することで、ゴミの回収や備品の貸与を受けることができます。

《共同清掃に関するお問い合わせ先》

浦安市 環境衛生課 ☎：047-712-6492
FAX：047-381-7221
E メール：eisei@city.urayasu.lg.jp

交通安全対策事業への支援

市内の交通事故の減少を図るため、自治会の要望に合わせて安全指導員や警察官による交通安全教室や講習会、自治会が主催する自転車安全利用啓発活動の企画などの支援をしています。

○申請方法

下記問い合わせ先に直接又は電話、ファックス、メールにより自治会名・会長名・電話番号・実施日時・予定人数を市民安全課へ申し込み。

※1 直接又は電話での申し込み時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土・日・祝を除く）

※2 複数の自治会の希望が重複した場合は先着順とさせていただきます。また希望日時で調整ができない場合もありますので予めご了承ください。



《交通安全対策事業に関するお問い合わせ先》

浦安市 市民安全課 ☎：047-712-6590
FAX：047-351-8600
E メール：shiminanzen@city.urayasu.lg.jp

大型バスの貸出

市内の団体の活動へバスの貸出を行っています。
詳しくは、地域振興課までお問い合わせください。

2. 各種委員の推薦

市役所や市内の活動団体に対して、自治会から委員の推薦・派遣をお願いされることがあります。

社会福祉協議会支部推進委員

支部社協では地域の様々な団体から推進委員をご推薦をいただき、小地域エリアの地域福祉活動推進にご協力をいただいています。※奇数年の年度当初にご推薦をお願いしています。

《社会福祉協議会支部推進委員に関するお問い合わせ先》

浦安市社会福祉協議会 ☎：047-355-5271

廃棄物減量等推進員（ビーナス推進員）

- (1) 一般廃棄物の排出時の分別の徹底や、適正排出の状況の把握及び協力
 - (2) 不法投棄に関する市への通報、連絡
 - (3) その他一般廃棄物適正処理の推進、市が行う啓発活動への協力を行います。
- ★各自治会長から5名を限度として推薦され、浦安市長からの委嘱を受けて任命されます。

《廃棄物減量等推進員に関するお問い合わせ先》

浦安市 ごみゼロ課 ☎：047-712-6485

FAX：047-381-7221

Eメール：zerogomi@city.urayasu.lg.jp

3. その他の関わりやお知らせ等

浦安体験くらぶ

(社) 浦安観光コンベンション協会では、修学旅行生を主な対象とした「体験学習プログラム」を運営していますが、市民の皆様にも浦安市をより深く知っていただきたいと考えております。

自治会活動の一環に利用できるプログラムも多数取り揃えていますので、是非ご利用ください。

《浦安体験くらぶに関するお問い合わせ先》

(社) 浦安観光コンベンション協会 ☎ : 047-350-7555

消費生活センター相談窓口

消費生活センターでは、専門の相談員が個人の消費生活に関するトラブルや苦情などの相談を受けています。

ご相談の内容によっては、他の専門機関をご紹介させていただく場合がございますが、お困りの事等がございましたらご相談ください。

○相談窓口（相談時間 月～金曜日 午前10時～午後4時）

相談専用電話 047-390-0030

住 所 浦安市猫実1-1-1 市役所10階

浦安市消費生活情報「消費生活センターだより」の発行

消費者被害の防止につなげるための消費生活情報誌を発行しています。

消費生活出前講座の実施

消費者の被害やトラブルを未然に防ぎ、消費者知識を身に付けていただくことを目的に「出前講座」を実施しています。

専門的な知識を持った消費生活相談員が直接出向いて楽しくわかりやすくお話しします。集会や学習会などにご利用ください。

【内容】 悪質商法の手口と対処法

若者が巻き込まれやすい消費者トラブル

高齢者を狙う悪質商法 など

【講師】 消費生活相談員

【費用】 無料

【申し込み方法】 参加人数 10 名以上で会場をご用意ください。

※事前に消費生活センターまでご連絡いただき、申込書をご提出ください。

《浦安市消費生活情報「消費生活センターだより」の発行・消費生活出前講座の実施
に関するお問い合わせ先》

消費生活センター ☎：047-390-0086

児童虐待防止推進事業

児童虐待は児童の心身を傷つけ、児童の健全な発達を損ない、人権を侵害する行為です。児童虐待が疑われる事例、「おかしいな？」と感じるご家庭がありましたら、迷わずにご相談ください。相談内容や情報源の秘密は法の定めにより守られます。

相談先は、こども家庭支援センター虐待ホットライン（電話：351-8041）です。夜間・祝日の場合は、189 番（いちはやく：児童相談所 全国共通ダイヤル）、子ども・家庭 110 番（千葉県中央児童相談所内・電話：043-252-1152）または浦安警察署（電話：350-0110）へご相談ください。

《児童虐待防止推進事業に関するお問い合わせ先》

浦安市 こども家庭支援センター ☎：047-350-7867

高齢者総合相談窓口 地域包括支援センター（ともづな）

地域包括支援センター（ともづな）では、高齢になっても住み慣れた地域で生活を続けられるように、健康・医療・福祉・介護など、さまざまなご相談にのります。窓口・電話での相談のほか、家庭訪問もいたします。相談は無料です。ご本人・ご家族・地域の方の相談など、お気軽にご相談ください。

また、各ともづなが主催します地域ケア会議（地域の課題等を明らかにし、関係者で共有し、課題解決に向け検討を行う会議）への出席の依頼があった際には、会議への出席のご協力をお願いいたします。

○相談窓口

- ・猫実地域包括支援センター（ともづな猫実）

浦安市猫実 1-1-1（浦安市役所 3 階） 電話：047-381-9037

開館時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時（休館日 土・日曜日、祝日、年末年始）

担当地区：猫実一丁目・二丁目、堀江、富士見、鉄鋼通り、港、千鳥

- ・浦安駅前地域包括支援センター（ともづな浦安駅前）
 北栄 1-1-16 電話：047-351-8950
 開館時間：午前 9 時から午後 5 時（休館日 日曜日、祝日、年末年始）
 担当地区：猫実三丁目・四丁目・五丁目、当代島、北栄
- ・新浦安駅前地域包括支援センター（ともづな新浦安）
 入船 1-2-1（新浦安駅前プラザマーレ 2 階） 電話：047-306-5171・5172
 開館時間：午前 9 時から午後 5 時（休館日 土曜日、祝日、年末年始）
 担当地区：海楽・入船・美浜
- ・富岡地域包括支援センター（ともづな富岡）
 富岡 3-1-9（富岡交番隣） 電話：047-721-1027
 開館時間：午前 9 時から午後 5 時（休館日 土・日曜日、年末年始）
 担当地区：東野・富岡・今川・弁天・舞浜
 （ともづな富岡 東野支所）
 東野 3-4-11（ASMACHI 浦安 1 階） 電話：047-314-1085
 開館時間：午前 9 時から午後 5 時（休館日 土・日曜日、祝日、年末年始）
- ・高洲地域包括支援センター（ともづな高洲）
 高洲 9-3-1（浦安市特別養護老人ホーム内） 電話：047-382-2424
 開館時間：午前 9 時から午後 5 時（休館日 土・日曜日、祝日、年末年始）
 担当地区：明海・日の出・高洲

公園の利用申請

各自治会の夏祭りや自主防災訓練などの行事で、公園を利用する場合には申請が必要です。

申請に際しましては、別添の公園行為の許可条件を厳守していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

申請書類を記入し、行事内容の分かる企画書等も提出してください。申請書は、市のホームページからダウンロード後提出していただくか、みどり公園課の窓口でもご記入いただけます。）
 ⇒⇒様式集「都市公園内行為許可申請」

公園等の里親制度・緑化活動支援制度

公園等の里親制度・緑化活動支援制度は市民の皆さんが日頃利用している公園や緑道、街路花壇や河川花壇で、掃除や花壇の手入れなどの緑化・美化活動を行っていたり、市がこれを支援する制度です。市民の皆さんと市が協働して公園がより良くなるよう育てていきましょう。

(役割)

ボランティア…花壇の手入れ、清掃、市への連絡など

市 …公園管理に必要な用具の貸し出し、資材の支給、保険の加入など

※1年を通じて活動できるように、5名以上のメンバーが必要です。

⇒⇒様式集「公園等里親制度・緑化活動支援制度」

《公園の利用申請、公園等の里親制度、緑化活動支援制度に関するお問い合わせ先》

浦安市 みどり公園課 ☎ : 047-712-6513

FAX : 047-381-7221

Eメール : kouen@city.urayasu.lg.jp

自治会まつりのごみの搬出

自治会まつりのごみについては、各自治会の廃棄物減量等推進員(ビーナス推進員)を中心に、ごみと資源の分別や食器等の持ち込み等に取り組んでいただき、ごみの減量と参加者への啓発にご協力をお願いします。まつりごみの排出の流れは下記のとおりです。

- ①事前に、地域振興課へ「自治会祭りの日程表」、ごみゼロ課へ「自治会まつりごみ減量調査票」をそれぞれ提出してください。
- ②自治会まつり終了後、まつりごみを排出します。

【排出方法1】クリーンセンターに直接持ち込む

クリーンセンターで処理できるごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物・粗大ごみ)に限ります。処理困難物は受けられません。

地域振興課へ「自治会祭りの日程表」を提出していることを条件にごみ手数料が減免になりますので、必ずクリーンセンター建物内の受付窓口で自治会まつりごみの排出であることを伝え、「廃棄物処理手数料等減免・免除申請書」を提出し、職員の指示に従って排出してください。

【排出方法2】地区のごみ収集日に一般収集として排出する

決められた曜日に、燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物をそれぞれ分別して排出場所に出してください。正しく分別されていないと収集しません。

【排出方法3】各自治会で直接収集業者に依頼し、回収に来てもらい排出する（有料）

③ごみゼロ課へ「自治会まつりごみ減量報告書」を提出してください。

《ごみの搬出に関するお問い合わせ先》

浦安市 ごみゼロ課 ☎ : 047-712-6485
FAX : 047-381-7221
E メール : zerogomi@city.urayasu.lg.jp

Urayasu Free Wi-Fi

市内3駅（浦安駅、新浦安駅、舞浜駅）周辺で、インターネットに無料で接続できるフリーWi-Fiが利用可能です。SSID: 00-Urayasu_Free_Wi-Fi

利用可能エリアでSSID（無線LANにおけるアクセスポイントの識別名）を選択し、表示された接続用画面に従って操作を行い、メールアドレス等を登録します。利用規約等に同意することで1回あたり60分間、無料でインターネットを利用することができます（1日あたりの回数は無制限、登録の有効期間は12カ月間）。

また無料アプリ「Japan Connected Free Wi-Fi」（NTTBP社提供）をダウンロードして1度登録すれば、上記の3エリアを含む全国15万箇所へ簡単に接続できるようになります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



《Urayasu Free Wi-Fiに関するお問い合わせ先》

商工観光課 観光・水産係 ☎ : 047-712-6297

浦安市は、以上のような直接自治会活動に関わるものの他にも、地域の課題を一緒に考えていたり、悩みを相談するなど、自治会にとってのパートナーです。

浦安市ホームページ

⇒⇒ <http://www.city.urayasu.lg.jp>

